

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2014-228814

(P2014-228814A)

(43) 公開日 平成26年12月8日(2014.12.8)

(51) Int.Cl.		F 1		テーマコード (参考)
G09F 1/02 (2006.01)		G09F 1/02	J	
G09F 15/02 (2006.01)		G09F 15/02		

審査請求 有 請求項の数 1 O L (全 4 頁)

(21) 出願番号	特願2013-110475 (P2013-110475)	(71) 出願人	712007348
(22) 出願日	平成25年5月27日 (2013.5.27)		株式会社ドクター中松創研
			東京都世田谷区下馬六丁目31番10号
特許法第64条第2項第4号の規定により図面の一部または全部を不掲載とする。		(72) 発明者	中松 義郎
			東京都世田谷区下馬6-31-10

(54) 【発明の名称】 選挙等用チラシ

(57) 【要約】 (修正有)

【課題】 通行人に多く受け取ってもらえる選挙等用チラシを提供する。

【解決手段】 公職選挙法の規定に則り、A4サイズ以内とし、候補者の顔等の輪郭線に沿って不要部を切り取って立体的にし、シートの厚みや質を通行人でも受け取り易いようにする。

【選択図】 なし

【特許請求の範囲】

【請求項 1】

公職選挙法規定に則り外形が A 4 サイズをはみ出さないようにし、一部を切り込み写真などを立体的に見せ、且つ通行人でも移動中に取り易い厚みや質とした選挙等用チラシ。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は効果大なるチラシに係り、選挙チラシの場合は候補者の顔のシルエットを形成するようにしたシルエットチラシに関する。 10

【背景技術】

【0002】

従来の選挙チラシは A 4 の四角の薄い紙に、顔写真やスローガンが記載されたものが配布される。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0003】

【特許文献 1】 実用新案登録第 3 1 1 6 9 2 9 号

【発明の概要】 20

【発明が解決しようとする課題】

【0004】

従来の選挙規定チラシは、A 4 の大きさの外形の四角い薄い紙に印刷されたものであり、このようなチラシではインパクトは出ず、道を通る人も受け取らず、廃棄することが多い。

本発明はこのような課題に鑑みてなされたものであって、公職選挙法にのっとっている条件付きで一般大衆に候補者を強くアピールすることができる選挙等用チラシを提供することを目的としている。

【課題を解決するための手段】

【0005】 30

A 4 の四角いチラシのサイズ内において外形を変化させ、且つ紙厚を受け取りやすい厚さにし、前記候補者の顔の輪郭を切り取って凸凹状にすることにより立体的に見せ、興味を持たせることを特徴とするチラシである。

【発明の効果】

【0006】

候補者のシルエット部分を切り取ることにより、候補者の顔を立体的に見せることができ、候補者を強くアピールすることができる。紙質を厚めにするので受け取りやすい。机の前等に立てかけられており、通行人に渡す時に垂れ下がらないようにするので、受け取りやすい。また、紙厚（例えば p w 菊 1 8 . 5 k g ）や紙質を通行人に渡す時に垂れ下がらない。 40

【図面の簡単な説明】

【0007】

【図 1】 本発明の一実施例を示す表面図

【図 2】 同上の裏面を示す図

【図 3】 従来のチラシ配布の様子を示す図

【図 4】 本発明のチラシ配布の様子を示す図

【図 5】 従来のチラシを壁に立て掛ける様子を示す図

【図 6】 本発明のチラシを壁に立て掛ける様子を示す図

【発明を実施するための形態】

【0008】 50

以下、図面を参照して本発明の実施例を詳しく説明する。図1は本発明の一実施例の表面図である。大きさはA4サイズ以内とし、候補者の顔写真の輪郭（シルエット）に沿ってカットする。このように構成されたチラシの動作を説明すれば、以下の通りである。

【0009】

本発明者は130000人の通行人を使って実験し、普通のコピー紙より厚手でA4の四角のチラシを渡すより、本発明の如くA4の2辺3,4を直線とし、対向する他の2辺がA4より凹んだ形状2とする本発明チラシの方がチラシを受け取る率が多く、シルエットを切ることにより、シルエットが浮き上がり、3次元の立体のように見えるので、候補者の顔が立体的に見えて、目と目が合い、目がついてくるので、候補者の顔と氏名とを強烈にアピールすることができ、名前と顔とを記憶してもらうことができる。紙厚をコピー紙より厚くすることで、（例えばpw菊18.5kg）、持ち帰って机等に立てかけることができるので長く記憶される。

10

【0010】

図2はチラシの裏面を示している。図に示すように、裏面には候補者の主義主張や経歴等を豊富に自由に記載するスペースが十分取れるようになっており、またコーナー5に印紙を貼り付けやすいスペースを設けられるようになっている。

【0011】

図3は公知のチラシの場合で、チラシを渡す人6が公知のチラシ7を通行人8に渡そうとしても、チラシが垂れて受け取れないので、チラシ効果が無効となる。本発明では、チラシが垂れ下がらないので、歩いている人でも確実に手の中に入れて持ち帰ることができる。

20

【0012】

図4は本発明チラシを渡す実施例を示し、本発明チラシ9がピンとしているので、通行人8は歩きながらも受け取りやすく、また形状が立体的に見えるので、通行人の視覚に興味を引き、通行人8は受け取る行動に出るのでチラシ効果がでる。

【0013】

本発明チラシを受け取った人は自宅の机等10にこの本発明チラシを図6の本発明実施例の如く立てかけて顔等を見ることができるので、チラシ効果が長期にわたり持続する。公知のチラシは薄い紙厚なので、図5の如く自宅やオフィスの机や壁等10に立てかけることができないので、棄ててしまう。

30

【産業上の利用可能性】

【0014】

公職選挙法選挙規定のA4サイズギリギリで四角形よりも多く通行人が手に取るチラシを得ることができる。本発明は、選挙チラシに限るものではなく、その他のチラシにも同様に適用することができ、紙以外の材質、例えばエポなどのプラスチックでも本発明の範囲に含まれる。

【符号の説明】

【0015】

- 1 A4サイズ外形
- 2 切り込んだ部分
- 3 チラシの水平直線部
- 4 チラシの垂直直線部
- 5 選挙チラシ枚数許可印紙貼り付け部
- 6 公知のチラシを手渡す人
- 7 公知の垂れ下がり渡し難いチラシ
- 8 通行人
- 9 本発明チラシ
- 10 チラシを受け取った人の机や壁など
- 11 通行人の本発明チラシを見る目

40

50

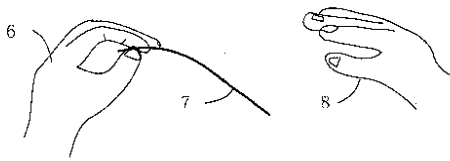
【 図 1 】

この図は公序良俗違反のため不掲載とする

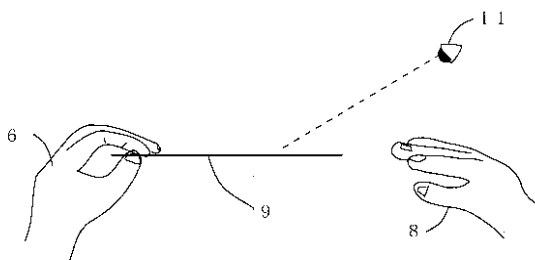
【 図 2 】

この図は公序良俗違反のため不掲載とする

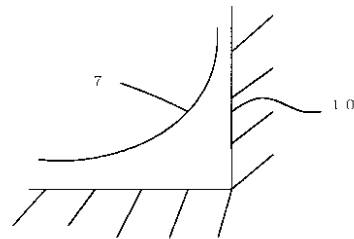
【 図 3 】



【 図 4 】



【 図 5 】



【 図 6 】

